

# 品川稲門会会則

(名称)

第1条 本会は品川稲門会と称し、事務所を東京都品川区に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を深めるとともに早稲田大学および同校友会ならびに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(組織)

第4条 本会は東京都品川区に在住または在勤する早稲田大学卒業生および品川区外に在住または在勤する校友で本会会員から推薦された者ならびに賛助会員（本会の趣旨に賛同し役員会で承認された者）をもって構成する。

(役員)

第5条 本会は総会において会員の中から次の役員を選任する。各役員の任期はいずれも選任された日から2年間とし、再選を妨げない。なお、2年間の任期が終了した後も総会において後任者が選任されていない場合は、後任者が選任されるまで引き続き役員の職務を行うものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 会計 2名
- (7) 監査 2名

(役員職務)

第6条 本会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は会長を補佐し、会務の執行を行う。

- (4) 副幹事長および幹事は幹事長を補佐し、会務の執行を行う。
- (5) 会計は経理を担当し、総会で決算の報告をする。
- (6) 監査は会計監査を行い、総会で報告する。

(名誉会長、相談役および顧問)

第7条 本会は名誉会長、相談役および顧問を置くことができる。名誉会長、相談役および顧問は会長の推薦により役員会の議を経て決定する。

(総会)

第8条 本会は毎年1回定期総会を開催する。但し会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

- ②総会は会長が招集する。
- ③総会の議長は会長とし、会長に事故あるときは副会長の中から1名をもってあてる。
- ④総会の決議は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会費)

第9条 本会の年会費は3000円とする。

(事業年度および会計年度)

第10条 本会の事業年度および会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(会則の変更)

第11条 本会則の変更は総会の決議による。

- 付則
- 1. 本会則に定められていない事項は役員会で協議決定する。
  - 2. 本会則は平成22年9月8日より施行する。